

計画の概要

- 「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を合わせた、都における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に策定。
- 大都市東京の特性を生かし、地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、都が目指す基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組む施策を明らかにすることを目的に策定。
- 計画期間は令和6～8年度の3年間。長期的には、「団塊ジュニア世代」が高齢者となる令和22年（2040年）を見据える。

計画の理念

**「地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、
住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる東京の実現」**

地域で支え合いながら、高齢者が、①経験や能力を生かして居場所と役割を持って、いきいきと活躍し、心豊かに暮らす、②自らが望む暮らし方を主体的に選び、安心して暮らし続けることができる東京の地域づくりを地域特性に応じて推進していく。

東京における地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す

7つの重点分野とそれを下支えする2つの取組

① 介護予防・フレイル予防と社会参加の推進

③ 介護人材の確保・定着・育成対策の推進

⑤ 地域生活を支える取組の推進

⑦ 認知症施策の総合的な推進

⑧ 保険者機能強化と地域包括ケアシステムのマネジメント


② 介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営

④ 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進

⑥ 在宅療養の推進

⑨ 高齢者保健福祉施策におけるDX推進

東京の令和12年（2030年）の地域包括ケアシステムの姿（イメージ図）

 : デジタル技術を活用して取組を推進

これまで、各要素が連携・協働し、住民が互いに支え合いながら、高齢者が自らが望む暮らし方を主体的に選び、安心して地域で暮らし続けることができる地域包括ケアシステムを構築してきました。今後は、デジタル技術を積極的に活用しながら、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指していきます。

介護予防

通いの場、介護予防教室、サロン、リハビリテーションの提供、フレイル予防、就労の場、生涯教育

リハビリテーション専門職（※）
介護支援専門員（ケアマネジャー）



住民主体の団体（高齢者のグループ活動）、老人クラブ、シルバー人材センター等



生活支援

見守り、配食、家事援助、外出支援等
高齢者の生活の安全・安心を確保

生活支援コーディネーター、区市町村/東京都社会福祉協議会、社会福祉法人、町会・自治会、NPO法人、民生委員・児童委員、民間事業者（スーパー・コンビニ・ライフライン事業者・警備会社・配食事業者）等

Super Market



安心

居住支援

地域住民（町会・自治会、住民主体の団体、社会福祉協議会、老人クラブ、シルバー人材センター、NPO法人、民生委員・児童委員、ボランティア、市民後見人等）

繋がる



地域包括支援センター

（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等）



連携・情報共有



相談

支援



互いに支え合う

使える

住まい

自宅

サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、養護老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、ケアハウス等



民間賃貸住宅への円滑な入居を支援

居住支援協議会
居住支援団体
不動産事業者
賃貸住宅事業者

介護老人保健施設

認知症支援



認知症の人と家族への支援

かかりつけ医・認知症サポート医、認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、家族会、認知症サポーター、認知症カフェ、介護サービス（在宅系、施設・居住系）、成年後見等

介護

介護サービスの提供

特別養護老人ホーム、介護医療院
認知症高齢者グループホーム、
特定施設入居者生活介護等

介護支援専門員（ケアマネジャー）

居宅介護支援事業所
訪問介護、通所介護、ショートステイ、
福祉用具貸与、小規模多機能型居宅介護等

訪問看護、リハビリテーション、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、
看護小規模多機能型居宅介護、
居宅療養管理指導等

負担軽減

医療

在宅療養支援窓口

かかりつけ医（在宅医）
診療所・病院
歯科診療所、薬局

外来・在宅医療

入院医療

切れ目ない医療サービスの提供

地域包括ケアシステムを支える
人材の確保・定着・育成

働きやすい
職場環境



介護支援専門員（ケアマネジャー）、
介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、
歯科衛生士、管理栄養士・栄養士、
リハビリテーション職（※）、
弁護士、司法書士等

（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等

分野1 介護予防・フレイル予防と社会参加の推進

高齢者がいつまでも健康で心豊かに暮らすことができるよう、介護予防・フレイル予防を推進するとともに、高齢者自らの希望に応じた仕事や学び、趣味活動や地域活動などの社会参加の促進に取り組む。

主な施策

- ▷ 高齢者がいつまでも元気で暮らせるよう、住民が主体的に運営する通いの場づくりや、生活機能の改善とその維持を図る効果的なサービスの実施等に関する支援により、介護予防・フレイル予防を推進

- ・ 介護予防・フレイル予防普及啓発強化事業
- ・ 介護予防・フレイル予防支援強化事業
- ・ オンライン介護予防サポート事業
- ・ 高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業

- ▷ 高齢者が自らの希望に応じて趣味活動や地域貢献活動等に参加できるよう、社会参加を促進する取組を支援

- ・ 人生100年時代社会参加マッチング事業
- ・ TOKYO長寿ふれあい食堂推進事業
- ・ 東京都立大学プレミアム・カレッジの運営
- ・ スポーツを通じた健康増進事業

- ▷ 就業を希望する高齢者の多様なニーズに即した支援や起業を志す高齢者の支援

- ・ 「プラチナ・キャリアセンター」の創設
- ・ ミドルシニア人材パラレルキャリア構築支援
- ・ 東京しごとセンター事業（高齢者の雇用就業支援）
- ・ シルバー人材センター事業

分野2 介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営

医療や介護のサービスが必要な高齢者のために居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなど介護サービス基盤をバランスよく整備し、介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう取り組む。

主な施策

- ▷ 特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなどの介護保険施設等について、サービスの質の向上を図るとともに、地域偏在の緩和・解消を図りながら、整備を推進

- ▷ 利用者の安全性の確保や居住環境の改善を図る観点から、老朽化した施設の改築や改修を支援するほか、災害や感染症への対策を推進

- ・ 特別養護老人ホームの整備
- ・ 介護老人保健施設の整備
- ・ 介護医療院の整備
- ・ 認知症高齢者グループホーム整備促進事業
- ・ 社会福祉施設への非常用電源等の整備促進事業

- ▷ 区市町村と一体となって、要介護認定の適正化、ケアマネジメントの質の向上など介護給付適正化の取組を推進

- ・ 東京都介護給付適正化推進研修会
- ・ ケアプラン点検研修会及び専門家の派遣

施設等の整備目標

| 種別 | 令和6年3月1日時点 | 令和12年度末の目標 |
|-----------------|------------|------------|
| 特別養護老人ホーム | 53,435人分 | 64,000人分 |
| 介護老人保健施設及び介護医療院 | 24,386人分 | 30,000人分 |
| 認知症高齢者グループホーム | 12,625人分 | 20,000人分 |

分野3 介護人材の確保・定着・育成対策の推進

今後一層の増加が見込まれる介護ニーズや、生産年齢人口の減少に適切に対応していくため、多様な人材が介護の仕事に就くことを希望し、仕事に就いた後もやりがいを持って働ける環境を整備することで、質の高い介護人材の確保に取り組む。

主な施策

- ▶ 介護人材の確保・定着・育成に向け、介護の仕事の魅力を発信していくとともに、資格取得支援や職場体験、宿舍借り上げ支援、デジタル機器や次世代介護機器の導入支援など、総合的な取組を進めていく
- ▶ こうした取組に加え、2040年に向けて、介護の仕事をよく知らない層を含む幅広い層への働きかけを強化していくとともに、介護現場の生産性向上といったさらなる職場環境の改善や、外国人介護従事者の積極的な受入れ等の取組を拡充

- かいごチャレンジ職場体験事業
- 地域を支える「訪問介護」応援事業
- 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業
- 介護現場のイメージアップ戦略事業
～介護WITHプロジェクト～
- 特定技能制度に基づく外国人介護従事者の受入れ支援事業
- 外国人介護従事者活躍支援事業
- 介護職員宿舍借り上げ支援事業
- 介護現場改革促進事業
- 介護DX推進人材育成支援事業

- ▶ また、高齢者の在宅生活を支える上で中核的な役割を担う介護支援専門員の研修を充実し、ケアマネジメントの質の向上を図るのに加え、法定研修受講料への補助等を実施し、確保や定着を促進

- 介護支援専門員研修受講料補助
- 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業
- 居宅介護支援事業所事務職員雇用支援事業

分野4 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進

生活の基盤となる適切な住まいを確保し、高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を選択できるようにすることで、地域で安全に安心して暮らすことができる環境の整備に取り組む。

主な施策

- ▶ 高齢者の多様なニーズを踏まえ、賃貸住宅や高齢者向け施設などの住まいが適切に供給される環境を整備するなど、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる住まいを確保

- 居住支援協議会の設置促進（民間賃貸住宅等の入居支援）
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進事業
- 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業

整備目標

| 種別 | 令和6年3月1日時点 | 令和12年度末の目標 |
|----------------|------------|------------|
| サービス付き高齢者向け住宅等 | 24,560戸 | 33,000戸 |

※ サービス付き高齢者向け住宅等のうち、高齢者向けの優良な賃貸住宅等（都市再生機構）は、令和4年度末の戸数

- ▶ 東京都福祉のまちづくり条例や高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）に基づき、福祉のまちづくりを推進

- 福祉のまちづくりの普及・推進
- 心のバリアフリーの理解促進
- 情報バリアフリーの普及推進

- ▶ 災害時等における要配慮者対策に取り組む区市町村を支援するなど、高齢者の安全・安心を確保

- 災害時要配慮者支援体制整備の推進
- 社会福祉施設への非常用電源等の整備促進事業<再掲>

分野5 地域生活を支える取組の推進

高齢者が自らが望む生活を自立的に送れるよう、地域住民の力に加え、NPO法人等の活動とも連携・協働し、高齢者やその家族を地域で支え、ニーズに応じた生活支援サービス等が提供されるよう取り組む。

主な施策

- ▷ 元気な高齢者が「地域社会を支える担い手」として、自主的かつ継続的に活躍できる環境を整備
- ▷ 一人暮らしや夫婦のみで暮らす高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、地域住民による支え合い・助け合い活動や見守りネットワークの構築を支援
 - ・ 生活支援体制整備強化事業
 - ・ 高齢者見守り相談窓口設置事業
 - ・ TOKYO長寿ふれあい食堂推進事業<再掲>
- ▷ 要介護者や家族が安心して暮らせるよう、家族介護者を支援。また、家族介護者が介護と仕事の両立などライフ・ワーク・バランスを実現できるよう、社会的機運の醸成や企業の雇用環境整備を支援
 - ・ ライフ・ワーク・バランス推進事業
 - ・ 育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進事業
- ▷ 高齢者の権利擁護について、成年後見制度の普及などに取り組む区市町村を支援するとともに、高齢者虐待の予防、早期発見等、迅速かつ適切な対応ができる体制の確保に向けて相談支援や人材育成に努める
 - ・ 高齢者権利擁護推進事業
 - ・ 単身高齢者等の総合相談支援事業
 - ・ 成年後見活用あんしん生活創造事業

分野6 在宅療養の推進

医療・介護サービスの従事者が連携しサービス提供体制を構築することで、病院に入院しても円滑に在宅療養に移行し、在宅での生活を維持しながら適切な医療及び介護のサービスを受けることができるよう取り組む。

主な施策

- ▷ 誰もが、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、区市町村を実施主体とした、地域の医療・介護の関係団体が連携した、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供する取組を推進
- ▷ 入院患者が円滑に在宅療養生活に移行できるよう、入院時（前）から、病院、地域の保健・医療・福祉関係者と連携した意思決定支援を含む入退院支援の取組を一層推進
- ▷ 要介護高齢者等の在宅療養生活において重要な役割を担う訪問看護サービスの安定的な供給のため、訪問看護人材の確保・定着・育成や訪問看護ステーションの運営体制強化・多機能化等、訪問看護ステーションを支援
- ▷ 今後の在宅医療の需要増加と医療ニーズの多様化を踏まえ、区市町村、関係団体等と連携しながら、在宅療養に関わる人材の育成・確保に向けた取組を推進
- ▷ 在宅療養に関する都民の理解をより一層深めるため、区市町村、関係団体等と連携しながら、効果的な普及啓発に取り組む
 - ・ 区市町村在宅療養推進事業
 - ・ 在宅医療現場におけるハラスメント対策事業
 - ・ 入退院時連携強化事業
 - ・ 東京都多職種連携ネットワーク事業
 - ・ 地域における教育ステーション事業
 - ・ 在宅医療参入促進事業
 - ・ ACP推進事業

分野7 認知症施策の総合的な推進

認知症の人が、容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けることができるよう、医療機関や介護サービス事業者等、様々な地域資源が連携したネットワークを構築することにより、認知症になっても安心して暮らせるまちの実現を目指す。

主な施策

- ▷ 認知症基本法の目的である「共生社会」を実現するため、区市町村や関係機関と連携した総合的な認知症施策を推進
- ▷ 認知症の人の視点に立って、認知症に対する理解を促進するための普及啓発と本人発信支援に取り組む
- ▷ 認知症の発症や進行を遅らせるための取組を推進
- ▷ 医療機関相互や医療と介護の連携の推進役である認知症疾患医療センターを中心として、認知症の早期診断・早期支援、認知症の人の容態に応じた適時・適切な支援を受けられる体制を構築
- ▷ 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護従事者等の認知症対応力向上を図る
- ▷ 若年性認知症の人と家族に対する支援を強化
- ▷ 認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活できる環境づくりを推進
- ▷ 認知症に関する研究を推進
 - ・ 認知症疾患医療センター運営事業
 - ・ 認知症抗体医薬対応支援事業
 - ・ 認知症とともに暮らす地域あんしん事業
 - ・ 認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業
 - ・ 認知症の人の社会参加推進事業
 - ・ AI等を活用した認知症研究事業

下支え1 保険者機能強化と地域包括ケアシステムのマネジメント

地域課題や地域特性に応じた地域包括ケアシステムを地域ごとにマネジメントするとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを創出できるよう、区市町村支援に取り組む。

主な施策

- ▷ 地域包括ケアシステムの更なる推進のため、区市町村が地域ごとに適切な地域包括ケアシステムのマネジメントを行えるよう支援
 - ・ 東京都高齢者保健福祉施策推進委員会保険者支援部会
 - ・ 保険者機能強化のための区市町村職員研修
- ▷ 地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図る
 - ・ 地域包括支援センター職員研修等事業
 - ・ 自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議推進事業

下支え2 高齢者保健福祉施策におけるDX推進

介護現場における業務改善等に向け、介護サービス事業所等の更なるDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組む。また、高齢者の生活の様々な場面におけるデジタルの活用やデジタルデバイド是正を推進する。

主な施策

- ▷ 介護事業者におけるデジタル機器等導入の支援を行い職場環境整備を促進するとともに、セミナーの開催や相談窓口の設置等により、介護事業所における組織・人材マネジメントの支援を展開
 - ・ 介護現場改革促進事業<再掲>
 - ・ 介護DX推進人材育成支援事業<再掲>
- ▷ デジタル技術を取り入れながら、地域の高齢者を支援する施策を展開
 - ・ 人生100年時代社会参加マッチング事業<再掲>